

岩手県告示第 16 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成 20 年 1 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 小林（3）
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 20 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 20 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
宮古市	田老町	小林	120 番 2	標柱 1 号
			231 番 10	標柱 2 号及び 3 号
			231 番 10 地先道路敷	標柱 4 号及び 5 号
			231 番 46	標柱 6 号及び 7 号
			223 番	標柱 8 号
			227 番 1	標柱 9 号、11 号及び 12 号
			231 番 5	標柱 10 号及び 13 号
			231 番 4	標柱 14 号及び 15 号
			62 番	標柱 16 号
			82 番 2	標柱 17 号
			94 番 1	標柱 18 号
			110 番 1	標柱 19 号
			112 番 3	標柱 20 号